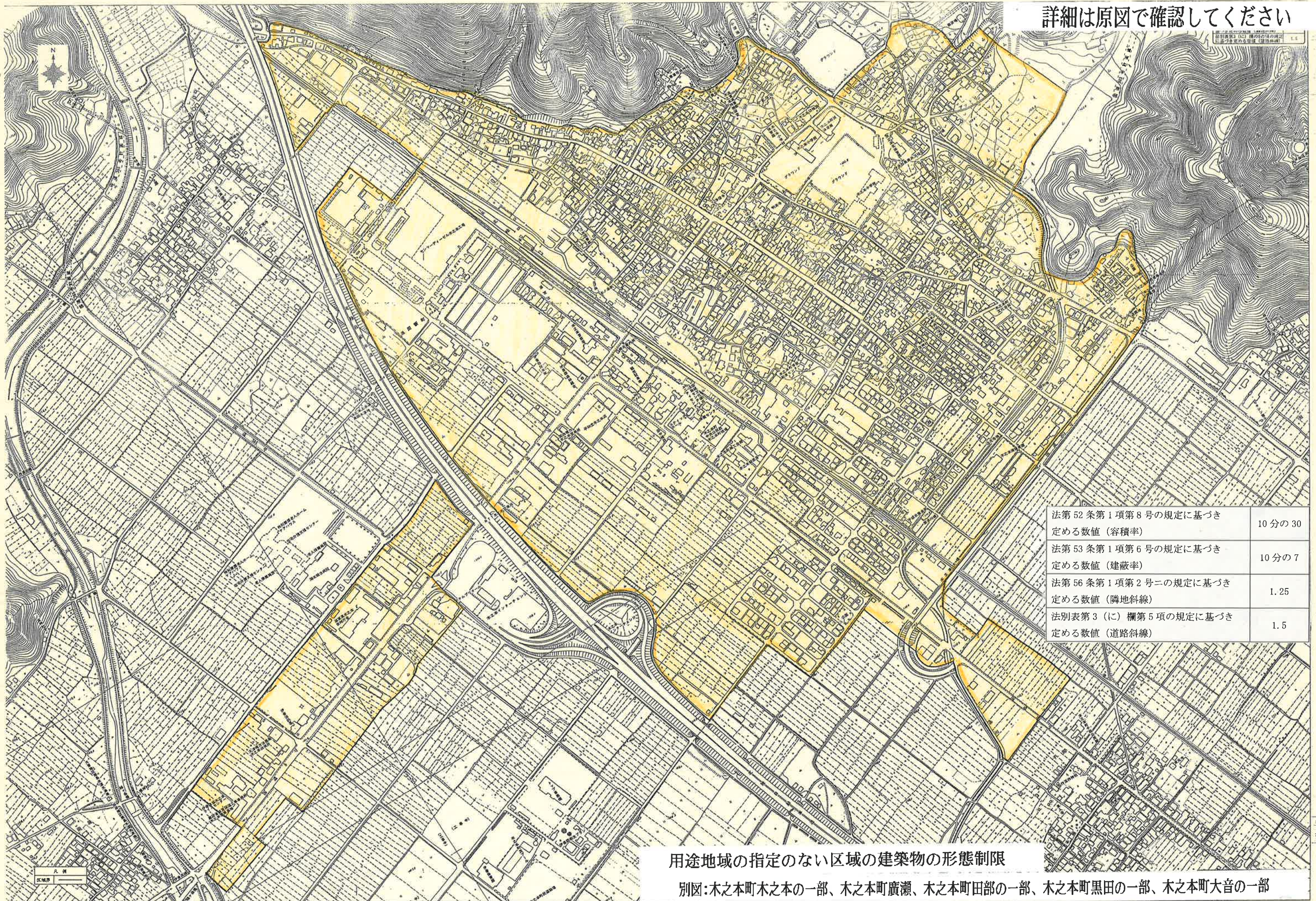


詳細は原図で確認してください



法第52条第1項第8号の規定に基づき 定める数値（容積率）	10分の30
法第53条第1項第6号の規定に基づき 定める数値（建蔽率）	10分の7
法第56条第1項第2号ニの規定に基づき 定める数値（隣地斜線）	1.25
法別表第3（ニ）欄第5項の規定に基づき 定める数値（道路斜線）	1.5

用途地域の指定のない区域の建築物の形態制限

別図：木之本町木之本の一部、木之本町廣瀬、木之本町田部の一部、木之本町黒田の一部、木之本町大音の一部